

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十条第五号の規定による測量士試験及び同法第五十一条第四号の規定による測量士補試験を次のとおり実施することについて、国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時及び試験地

1 試験の日時

(一) 測量士試験

令和八年五月十七日（日）

午前十時から午後四時まで

(二) 測量士補試験

令和八年五月十七日（日）

午後一時三十分から午後四時三十分まで

2 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

二 受験手続

1 受験願書受付場所

国土交通省国土地理院総務部総務課（〒三〇五―〇八一 茨城県つくば市北郷一番）

2 受験願書受付期間

令和八年一月五日（月）から令和八年一月二十二日（木）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に定める休日を除く。）。ただし、追跡できる郵送の場合は、令和八年一月二十二日（木）までの日付の消印があるものにも限り受け付ける（追跡できない郵送（普通郵便、後納郵便、別納郵便など）の場合は、令和八年一月二十二日（木）までに必着とする。）。また、オンライン（電子申請）の場合は、令和八年一月二十二日（木）までに受験料が納付されたものにも限り受け付ける。

3 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、令和七年十二月十七日（水）から、次の場所において交付する。

(一) 国土交通省国土地理院（〒三〇五―〇八一 茨城県つくば市北郷一番）

(二) 国土交通省国土地理院中国地方測量部（〒七三〇―〇〇一二 広島市中区上八丁堀六番三〇号 広島合同庁舎二号館）

(三) 広島県土木建築局土木建築総務課（〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇番五二号）（郵送の取扱いは行わない。）

(四) 各広島県建設事務所及び支所（郵送の取扱いは行わない。）

(五) 公益社団法人日本測量協会（〒一〇〇〇〇〇二 東京都文京区小石川一丁目五番一号 パークコート文京小石川 ザタワー）（郵送の取扱いを行わない。）

(六) 公益社団法人日本測量協会中国支部（〒七三〇〇〇四二 広島市中区国泰寺町一丁目三番二九号 MRRデルタビル二階）（郵送の取扱いを行わない。）

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求〇部」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（角形二号以上）に必要な郵便切手を貼ったものを必ず同封すること。ただし、広島県土木建築局土木建築総務課、各広島県建設事務所及び支所並びに公益社団法人日本測量協会本部及び中国支部では、郵送の取扱いを行わない。

三 合格者の発表

1 測量士試験

令和八年七月九日（木）

2 測量士補試験

令和八年六月二十五日（木）

国土交通省国土地理院のホームページに合格者の受験番号、合格者数及び合格率を掲載するとともに、受験者全員に試験の結果（可否）を通知する。